

1. 基本情報（令和5年4月30日現在）

| | | | |
|----|----------|-----|-------|
| 人口 | 196,794人 | 保護率 | 1.33% |
|----|----------|-----|-------|

2. 支援状況（令和3年度）

| | | | | | |
|-----------------------|-------|------|-------|------|-----|
| 新規相談受付件数（人口10万人当たり） | 25人／月 | | | | |
| プラン作成件数（人口10万人当たり） | 5人／月 | | | | |
| 就労支援対象者数（人口10万人当たり） | 3人／月 | | | | |
| 就労・増収率（%） | 34.8% | | | | |
| 任意事業等の実施状況（令和5年度（予定）） | | | | | |
| 支援会議 | 就労準備 | 家計改善 | シェルター | 地域居住 | 子ども |
| ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ |

3. 事業の概要等（令和5年度）

| | |
|---------|--|
| 実施方法 | <ul style="list-style-type: none"> 委託（松江市社会福祉協議会） 自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業、自立相談支援機能強化事業を同一の事業者へ委託し、一体的に実施している。 |
| 事業概要 | <ul style="list-style-type: none"> 民間借家を借り上げ、一定の住居を持たない生活困窮者を対象に、居住先が見つかるまでの間、宿泊場所として提供し、併せて食事やその他日常生活が営めるよう支援を行う。 |
| 事業費 | 1,718千円 |
| その他特記事項 | 市社協職員による定期点検の実施や、利用方法について利用者へ注意喚起を徹底することで、借り上げ物件の家主等から理解を得ている。 |

4. 事業の立ち上げプロセス

開始前

・事業開始以前はモデル事業としてシェルターを直営で実施。生活困窮者自立支援法施行に伴い一時生活支援事業において実施することとした。

事業の立ち上げ及び委託実施への移行

モデル事業からの移行調整【6ヶ月前】

- 実施方法については、モデル事業から大きな変更はなかったため、調整についても支障はなかった。
- 財源が変更されることに伴い、予算要求時に財政協議を実施。

平成27年4月 事業開始

直営実施から委託実施への変更

【実施状況】

- シェルター運営を直営で実施。
- CWが通常業務とは別に、食事の手配やその他日常生活を営むための支援等を実施しており、業務負担が大きかった。
- 自立相談支援事業を市社協へ委託していたことから、相談の受付は市社協が行うが、一時生活支援事業の利用にあたっては市となっており対応の一本化が望まれた。

【対応】

自立相談支援事業をはじめ、生活困窮者自立支援法に関する事業の多くを市社協へ委託していたため、一時生活支援事業についても、市社協への委託を検討。
※委託にあたっては時間外の対応や利用者のトラブル対応についてが、特に難点となった。

平成29年4月 委託により事業開始

事業実施

- 相談から事業利用までの対応機関が統一されることで、より迅速で正確な対応が可能となった。
- 不動産業者から住居の斡旋が受けられず居住先が決まらない者や、自立に向けた取り組みに積極的でない者については、利用が長期間となり、新規受け入れに支障をきたすことが課題となっている。